

## 日本の死刑制度は今後どのように変わるべきなのか

——世界的な死刑廃止への動きを受けて——

藤井翔太

### はじめに

近年、死刑制度はEU（欧州連合）に牽引される形で世界中で徐々に「廃止」の方向へと向かいつつある。日本国内でも、研究者や弁護士など有識者の間では死刑廃止を求める声が増えている。その一方で、日本国民全体で見た場合、廃止派は21世紀に入って以降継続して10%未満であり、「死刑制度はやむを得ない」として容認する人々は80%を超える。このように日本国内でも死刑の賛否が大きく分かれるなか、死刑廃止を目指す国際的な潮流は今まさに我が国へと押し寄せており、一人一人がこの問題について考えるべき時が訪れている。

死刑という制度が、罪のない市民の命を奪った殺人犯のそれとはいえ、一個人の命脈を絶つものであるからには、やはりその是非については公平かつ慎重に議論しなければならない。本稿では、現制度における殺人犯の処遇を第1章で解説したのち、本邦の死刑制度は今後どう変わるべきなのか、第2章で提案したい。

## 1. 日本における死刑制度とその意義

### (1) 重犯罪と死刑制度

日本において重大な殺人を起こした者に与えられる刑罰は「無期懲役」か「死刑」のいずれかである。無期懲役と言うと「終身刑」と誤解されがちだが、実際は無期懲役刑囚の服役期間は最短でも10年、平均すると30年であり、改悛の情があり更生に意欲を示している場合「（保護観察付きの）仮釈放処分」が下されることになっている。そして、罪のない市民の命を残忍に奪った殺人犯であっても、再犯でない場合に限り多くの場合はこの「無期懲役」が科され、最低でも一度は「チャンス」が与えられる。

そこで更生すれば良いのだが、やはり再犯（特に殺人）を繰り返す者も一定数おり、このような場合、無期懲役では二度目の再犯も懸念されるため、通常死刑判決が与えられる。

そもそも、刑罰とは犯罪者の更生を目的の1つとしており、そう考えた場合、社会復帰の可能性を永久に断ってしまう死刑制度は部分的にはあるがその考えに矛盾することになる。どれだけ非情に他者の命を奪った犯罪者であろうと、刑務所で頭を冷やせば必ず心を入れ替えられる、との立場に立てば、これほど残酷なこともあるまい。

だが、これまで死刑制度が存続してきたのにはやはりそれだけの理由がある。と言うのも、本当に「改心の余地」があるのならば、一度は刑を全うし終えた人間が再び人を殺めることがあるだろうか。つまり、裁判所としては、元無期懲役囚による再犯はその人物の犯罪的性質が「もはや改善の余地なし」と判断するだけの根拠となるわけだ。改善の余地がないというのが誠であれば、無期懲役に処すわけにもいかなくなり、「死刑もやむなし」との結論が導かれることになる。たとえ改心する可能性が残されていたとしても、罪のない市民の命を幾度も奪ってきた殺人犯がのうのうと社会復帰することを誰が諸手を挙げて賛同するだろうか。

## **（2）死刑制度は何のためのものか？**

先述の通り、死刑制度は殺人犯による再犯から市民の命を守るために行われている側面がある。しかし、死刑制度にはその他にもいくつかの目的があるとされている。

### **a) 殺人事件の抑止力**

よく挙げられるのが「凶悪犯罪の抑止力になる」というものだが、死刑を撤廃したイギリスやアメリカの一部の州では「凶悪犯罪」の発生率はあまり変わらなかったことが分かっている。

だが、だからといって死刑制度が犯罪の抑止力にならないかという点、そういうわけでもないようである。法務省による調査<sup>(1)</sup>によると、死刑廃止以降イギリスでの「殺人事件」の発生率は驚くべきことに2倍に増加したことが分かった。また、死刑廃止後の戦後ドイツでも殺人事件が増加したそうである。これらのことから、死刑制度は一部凶悪犯には効果が薄いかもしれないが、その他の一般的な殺人犯にとっては依然「抑止力」として働く可能性が高く、これは死刑制度の意義の1つであると言えよう。事実、少年犯罪で「自分は少年で、死刑にならないから殺した」という趣旨のことを供述する人物が度々現れた過去からも、それは明らかであろう。

余談だが、死刑廃止後に殺人事件の発生率が2倍にまで急上昇したイギリスではもはやEUから離脱するほか死刑復活は叶わなくなってしまった。ところが2020年にEU離脱が実現したことで、イギリスはEUによって課されていた死刑廃止の縛りから自由になった。この際、離脱派の53%は死刑復活を望んでいたことを示す調査結果<sup>(2)</sup>もあり、場合によっては将来的に死刑が復活する可能性もあるかもしれない。

## **b) 被害者への補償**

次に、2人以上の命を奪った殺人犯への「報復」のためというものもある。「2人以上の命を奪っておきながら、その加害者がのうのうと社会復帰を果たすなんて許せない」、「誰かの大切な人を無残に殺した人間を生かしておいては、(殺された人やその遺族にとって)あまりにも報われないうい」という意見もある。事実、アメリカでは被害者の遺族が死刑に立ち会うことが許されており、その多くは「悲しみに終止符を打つことができ、安堵感を感じられた」というようなこと述べている。殺人犯の多くは私たちと同様に死刑を望まないだろう。だから、ほとんどの死刑囚は自身が死

---

(1) 今井猛嘉(2011年)「イギリスにおける死刑廃止—その経過と現状」4頁  
<http://www.moj.go.jp/content/000096625.pdf> (最終確認:2022年1月22日)。

(2) Statista(2017年) What Leave voters want to happen in UK after Brexit  
<https://www.statista.com/chart/8747/what-leave-voters-want-to-happen-in-uk-after-brexit/> (最終確認:2022年1月22日)。

刑処分を受けることについて「やりきれなさ」や「むなしさ」を覚えることになり、結果「報復」が実現するわけである。

だが、死刑になるのは2人以上殺害した凶悪犯であり、その性質が凶悪であればあるほどそれだけ「死刑」を恐れていないことが多いとされる。それどころか、大阪府で起きた池田小事件の犯人である宅間守のように、「自ら死刑を望んで」8人もの子供たちを殺害した例もある。このような凶悪犯は、死刑だろうが終身刑だろうがどこ吹く風といった様子で受け入れてしまうのだから、その場合は「報復」が成り立たないことになる。

しかし、よく考えてみれば、たとえ多くの命を惨たらしく奪った殺人犯と言えど、「報復」という大義名分のもとになら抹殺されて良いのか、ということには疑問が残る。とは言っても、死刑に限らず無期刑や有期刑にも制裁を加えるという意味合いはあるのだから、報復的な意味合いがあるからという理由だけで死刑制度だけを否定することはできない。

1つの考え方として、死刑制度をある種の「報復」として捉える人もいるが、そうではなく、悲しみに暮れている被害者遺族の感情に区切りをつけるための「被害者補償」と受け止めることもでき、この場合目立った問題は「犯罪者の人権」以外残らない。

### c) 社会平和の維持

では、私たちは凶悪殺人犯の「人権」をどのように捉えるべきなのだろうか。国際人権 NGO のアムネスティ・インターナショナル<sup>(3)</sup>は、人権を「すべての人」が「生まれながらにして」有する権利であるとしたうえで、死刑という刑罰が、この「生きる権利」を侵害するものであり、「残虐で非人道的かつ品位を傷つける刑罰である」として死刑制度に反対している。

一見すると、普遍的な正義を語っているようにも見えるが、よく考えてみると少しおかしなことになる。彼らは、「殺人犯を含むすべての人は人

---

(3) アムネスティ日本 AMNESTY「国際人権法 - 自由権規約委員会による日本審査：日本の死刑」[https://www.amnesty.or.jp/human-rights/topic/ihrl/death\\_penalty.html](https://www.amnesty.or.jp/human-rights/topic/ihrl/death_penalty.html)（最終確認：2022年1月22日）。

権を有しており、したがってたとえ国家であろうとその命を奪ってはならない」と言っているわけだが、すべての人が人権を有しているというのは言い換えると誰もが他者を殺してはいけないということになるので、先ほどの文言を言い換えるならば「誰もが他者を殺してはいけないから、国家であろうと犯罪者の命を奪ってはいけない」ということになる。これは、「殺してはいけないから、命を奪ってはいけない」と言っているわけで、完全な同語反復（トートロジー）である。これではなぜ死刑制度が「残虐かつ非人道的で品位を傷つける」のかという説明になっていない。そもそも、残虐で非人道的なのは殺人犯の方ではないだろうか。

では、司法の現場ではどのように考えられているのだろうか。有名なのは、死刑制度が憲法36条の「残虐な刑罰」に当たるかどうか争われた1948年の死刑制度合憲判決事件であろう。結論としては、残虐な刑罰とは、火あぶり、はりつけ、さらし首等、必要以上の肉体的・精神的苦痛を伴うものであるとされ、絞首による死刑はその意味で残虐ではないとされた。また、殺人犯の生命については、憲法13条を引用する形で「生命は尊貴である。1人の生命は、全地球よりも重い。……しかし、同時に……公共の福祉という基本的原則に反する場合には、生命に対する国民の権利といえども、立法上制限乃至剥奪されることを当然予想しているものといわねばならぬ」<sup>(4)</sup>としたうえで、社会公共の福祉のためには死刑の存続の必要性は承認されているとして判決を下した。

もし、アムネスティ・インターナショナルの主張が「人権は絶対的な善であり、いかなる制約も許されない」というものならば、これをつきつめるとつまり「犯罪者の人権までも被害者と同等に守られるべきであり、その範囲において被害者の人権が制限を受けても仕方ない」ということになることから、非常に公平性に欠ける主張だと言えるだろう。個人と個人の人権が矛盾・衝突する場合には、そのどちらかの人権が制限を受けるのは

---

(4) 京都産業大学「死刑合憲判決 上告審」<https://www.cc.kyoto-su.ac.jp/~suga/hanrei/64-3.html>（最終確認:2022年1月22日）。

当然の帰結であり、制限を受けるのが被害者の側であってはならないのは言うまでもない。

いずれにしても、（仮釈放付きの）無期懲役と死刑しか整備されていない現制度下においては、「これ以上」犯行を繰り返させないためにも凶悪殺人犯に対しては死刑を科すほかないというのが、悲しきかな日本の死刑制度の現状である。

## 2. 死刑制度は本当に今のままで良いのか

国際的に停止・廃止へと向かいつつある死刑制度だが、少年法の改正を筆頭に刑罰の厳罰化の進む今、国民の同意を得たうえでこの制度を廃止することには幾許の困難があるように思われる。だが、殺人犯による再犯から市民を守り、安全な社会を保つためのものであるとは言え、現在の死刑制度は本当に最善の手段だと言えるのだろうか。第2章では、死刑制度に隠された問題点を挙げたのちに、より「文明社会」に相応しい死刑制度のあり方を改めて考えてみたい。

### （1）死刑制度に隠された問題点

殺人犯の命を奪うことになる死刑という制度は、日本に限らず世界中で、はるか昔から脈々と受け継がれてきたものの1つである。かつては、磔や火あぶりなどの刑が半ば見世物として大衆の前で執行されることもあり、現代とは違って「健康かつ文化的に生きる」という最低限の生活すら満足に送ることの困難な、犯罪の絶えない時代だったからこそ、こうした「見せしめ」としての刑罰が社会を安全に保つておくための——おそらくは消極的な——機能を果たしていたのだろう。だが、こうした時代と比較して、現代では飢えに困った人に貴重品を盗まれることも、治安の悪い街の夜道を歩いている時に誰かに襲われるといったことも随分少なくなり、今や日本は世界でもトップレベルに治安の良い国である。では、そんな日本が、「犯罪者を葬り去ることでしか平和を維持することができない」などということが本当にあるだろうか。

もう一度、改めて考えてもらいたいのだが、死刑制度は一体何のためにあるものなのだろうか。初めに説明したのは、「再犯の危険から人々の命を守るため」というものだったが、再犯を防ぐだけなら新たに終身刑を設ければ解決できる。もう1つは「被害者遺族への補償」だが、殺人犯が死ぬことは本当に遺族の感情を満足させるものだと言えるのだろうか。死んで償う道があるのなら、生きて償う道もあるはずだ。誰かの大切な人を殺した罪から逃げる形で、犯罪者が首に縄をかけられてただ意識を失うことを「償い」と呼んでしまって良いのか。また、幾度も人を殺めたからと言って、犯罪者の命を不要であると切り捨てる裁判所の態度を果たして正義と切り捨ててしまって良いのだろうか。私見だが、犯罪者が死刑を執行されることが必ずしも犯した罪の償いにはなるとは限らない。むしろ、一生刑務所の中で過ごす方が場合によってはより苦痛に感じるだろうし、死ぬまで自らの罪と向き合い続けることになるのだから——被害者遺族に対して賠償金を払い続けられる利点を考慮しても——より刑罰として優れているのではないのか。だが、大量殺人犯のように人の命を何とも思わずに愚弄する凶悪犯のような場合には、むしろ死刑を廃止した上に成り立つ終身刑だけでは不十分である。なぜなら、死刑がなくなれば、組織犯罪集団や大量殺人犯に対して、死刑のリスクに脅かされずに何人でも殺すことができるという安心感を与えることになり、必然的に犯罪者を優遇したような制度になるからである。事実、死刑を完全撤廃したイギリスではその後殺人罪の割合が2倍に増加していることから、津久井やまゆり園や京都アニメーションの事件のような惨劇が繰り返されるシナリオも予想される。

よって、殺人の凶悪化の阻止及び殺人そのものの抑止力の観点から、依然として（部分的にはあるが）死刑制度の意義は認められる。だが裏を返せば、余程の凶悪犯でもない限りは刑務所から引っ張り出してまで無理に絞首刑に処す必要もないということであり、以上の理由から、より文明社会に相応しい「終身刑」の導入を私は勧めたい。

## (2) 死刑制度の理想的な運用方法

これまでの話をまとめると、広い意味での殺人の抑止力の観点から死刑は廃止するべきではないが、犯罪者の更正、被害者補償の観点から（余程の重大性がない限りは）死刑よりも終身刑が望ましいのではないかと、いうことになる。では、国家とは言え犯罪者の命を奪うことになる「死刑」が許されても致し方ない状況とはどのような場合が想定されるだろうか。

まず挙げられるのは、先ほども少し触れたようにその罪の重大性や殺人犯の著しく歪んだ人格などから、客観的に考えて終身刑判決では明らかに「社会正義」が揺らぎかねないような事件が起きた場合である。先の提案に基づいて裁かれるようになった場合、（基本的には終身刑となる）特に悪質な大量殺人や猟奇殺人を起こした者に対して、「もしかすると死刑になるかもしれない」としておけば、死刑にならないことを良いことになりふり構わず犯行に及ぶ殺人犯に限った話にはなるが、ある程度はブレーキをかけられる。また死刑か終身刑のどちらが科されるのか分からなければ、たとえば自ら死刑を望んで、他者を道連れにしようと犯行に及ぶような殺人犯も減るかもしれない。

次に、殺人罪に問われている対象が単なる一般市民ではなくて政治的テロリストや組織犯罪集団等の構成員であるような場合である。なぜ、彼らを一般市民とは別に分けて考えるべきなのかと言うと、それは服役中の仲間の釈放を求めて「テロ・人質事件」が勃発した事例が実際、過去に存在するためである。1975年のクアラルンプール事件では、過激派テロリストである日本赤軍がマレーシアのアメリカ・スウェーデン大使館を占拠、人質を殺されたくなければ我々の仲間を開放するように日本政府に要求し、日本初の「超法規的措置」として内閣総理大臣の命令で日本赤軍を含むテロリスト5名が釈放された。その際は、ご丁寧にもクアラルンプールまで飛行機で輸送されることとなった。この時に釈放された日本赤軍幹部の坂東國男という男を主犯格とする日本赤軍構成員5名がその後もダッカ日航機ハイジャック事件を起こしている。坂東らは、フランス・パリから日本・東京国際空港へ向かう途中の飛行機（日本航空472便）をハイジャック、2度目の「超法規的措置」が取られ6名が釈放された。

このような話をすると、日本では即座に死刑が執行されるわけではないのだから、死刑制度があったところでテロ・人質事件を防ぐことができないとの反論もあるかもしれないが、それは「話を取り違えている」というものである。たしかに、クアラルンプール事件で政府が後手に回ったことは事実だが、そもそも「未然に防ぐことができた犯罪」などふつうは知りようがない、という問題もある。たとえば、オウムの松本智津夫ら幹部の処刑によって予防された犯罪だってあったかもしれないのである。もし彼らを無期懲役にしていれば、いつまでも日本はオウムのテロ行為に怯え続けることになっていただろう。その意味で、やはり死刑によって安全が保たれている部分は決して小さくない。そもそも死刑を完全に撤廃してしまえば、即座に死刑執行（射殺）するどころかいつまで経っても執行できないのだから、死刑があれば予防できたはずの犯罪も阻止できなくなる。身柄の釈放を求めたテロ事件というのは滅多に起きるものではないものの、こうした事件を未然に防ぐためには可及的速やかに死刑を執行するかあるいは銃殺する必要があるだろう。

以上、たとえ終身刑が導入された場合でも、例外的に「死刑」が執行されても致し方ない状況があることを2つのパターンに分けて解説した。たとえ国家が殺人犯を死刑に処す場合であろうと、人権保護の観点から見れば人権の侵害に他ならず、何も知らなければ終身刑が絶対的な正義であるようにも思えるが、社会正義の維持及びテロ事件減少の視点から考えれば、やはり死刑制度の持つ役割は依然として側溝に捨て去るには勿体ないほどの価値がある。したがって、死刑制度を完全に廃止することはその価値を放棄することであり、たとえイギリスの事例を抜きに考えたとしても、それだけ社会の平和を脅かしかねないという点において非常にリスクのある行為なのである。

## 結論

死刑は、犯罪者の命を永久に奪い去る刑罰である。それゆえに、その判決には最大限の配慮がなされなければならない。本来、刑罰とは犯罪者に

更正の機会を与えるためのものであり、また実際そうあるべきであって、それはたとえ殺人犯であっても同様である。

そうは言っても、無期懲役の判決を受けた殺人犯が仮釈放された後に再び殺人を犯した場合、再び野に放つ訳にもいかず、現状では死刑を科すのが通例となっている。目的のためには手段を選ばないような組織犯罪集団や政治的テロリスト、大量殺人犯に対しては、「いくら殺しても死刑にはならない」という安心感を与えないためにも、テロ・人質事件を未然に防止・減少させるためにも、自由社会の安全弁としての機能を持つ死刑制度は依然有効である。だが、通常の殺人犯に対しては、(罪の深刻さ次第では)死ぬまで刑務所の中で過ごさせて自身の犯した罪の深刻さと向き合わせるために、終身刑を科すべきではないだろうか。その方が、被害者遺族に対する謝罪の気持ちとして、手紙でやりとりすることも、刑務所内での労働で得られた賃金を渡すことも、可能になる。

2021年1月20日、死刑廃止を公約に掲げるジョー・バイデンがアメリカ大統領に就任したことで、場合によっては、日本に対して死刑廃止を求める声がこれまでよりも益々強くなることが予想されるなか、もはや日本もこの問題から目を逸らし続けることができなくなっていると言えるだろう。だが、終身刑を導入したのち、死刑制度を組織犯罪集団やテロリスト等に限定した「特例的な刑罰」とすれば、死刑完全撤廃によるリスクを回避したうえで国際的には死刑停止国として振る舞うことが可能になる。これが、日本が取れる最善の折衷案だと私は考えている。

[参考文献]

合羽正, 木村早希, 町田渉 (2010年) 「死刑制度 (肯定派)」

<https://www2.rikkyo.ac.jp/web/taki/contents/2009/20100118.pdf> (最終確認:2022年1月22日)。

デイビッド・T・ジョンソン著, 笹倉香奈訳 (2019年) 『アメリカ人のみた日本の死刑』岩波新書。

福田雅章 (2002 年) 『日本の社会文化構造と人権—"仕組まれた自由"のなかでの安楽

死・死刑・受刑者・少年法・オウム・子ども問題』明石書店。

平場安治, 井上正治, 中山研一, 大野平吉共著 (1996 年) 『刑法概説 1 [総論]』有斐閣双書。

法務省 (2010 年) 「平成 22 年版 犯罪白書 第 7 編/第 4 章/第 1 節/2」

[http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/57/nfm/n\\_57\\_2\\_7\\_4\\_1\\_2.html](http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/57/nfm/n_57_2_7_4_1_2.html) (最終確認:2022 年 1 月 22 日)。

船山泰範 (2005 年) 『刑法』ナツメ社。

萱野稔人 (2017 年) 『死刑 その哲学的考察』ちくま新書。

ケヴィン・ダットン著, 小林由香利訳 (2013 年) 『サイコパス 秘められた能力』NHK 出版。

菊田幸一 (2016 年) 『Q&A 日本と世界の死刑問題』明石書店。

菊田幸一 (2021 年) 『新版 死刑廃止を考える』岩波書店。

前田誓也法律事務所 (2019 年) 「死刑制度に関する雑感」

<http://ma-se-law.jp/smarts/index/63/> (最終確認:2022 年 1 月 22 日)。

森炎 (2011 年) 『なぜ日本人は世界の中で死刑を是とするのか』幻冬社。

岡本茂樹 (2013 年) 『無期懲役囚の更生は可能か—本当に人は変わることはないのだろうか—』晃洋書房。

坂本敏夫 (2010 年) 『死刑と無期懲役』ちくま新書。

佐藤由基, 今村亮太, 石渡満理絵 (2017 年) 「死刑制度」

<https://www2.rikkyo.ac.jp/web/taki/contents/2017/20171004.pdf> (最終確認:2022 年 1 月 22 日)。

重松一義 (1995 年) 『死刑制度必要論 その哲学的・理論的・現実的論拠』新山社。

印南敦史 (2020 年) 「死刑に賛成する弁護士もいる, 終身刑ではいけない理由を彼らはこう言う」

<https://www.newsweekjapan.jp/amp/stories/world/2020/08/post-94112.php?page=1> (最終確認:2022年1月22日)。